

大垣市アスベスト対策補助制度のご案内

建築物の吹付けアスベスト材について、
含有調査及び除去・封じ込め・囲い込み等対策工事にかかる
費用の一部を市が補助します。

含有調査に対する補助制度は、次のいずれかに該当する
建築物が対象です。

1. 延べ面積が 1,000 m²以上の建築物
2. 延べ面積が 300 m²以上の集会場等、ホテル及び旅館、
飲食店、物販店舗等
3. 住宅（付属車庫、付属物置は対象外）

除却工事は、全ての建築物が対象です。

この補助制度を利用するには、
建築指導課職員による事前確認が
必要になりますので、
お問い合わせ先までご連絡ください。



大垣市マスコットキャラクター
おがっきい

◆手続き方法は裏面をご覧ください。

◆申請期間：令和7年5月15日（木）～12月26日（金） ※予算に達し次第終了

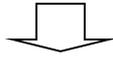
※お問い合わせ先

大垣市役所都市計画部建築指導課建築指導グループ（市役所5階）

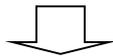
電話（代表）81-4111（内線）2683・2684（直通）47-8436

アスベスト対策補助制度の手続き方法

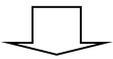
- ① 申請者が建築指導課へ連絡し、建築指導課職員の現地確認を受けます。
(補助対象の可否を判断いたします。)



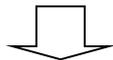
- ② 申請者が「補助金交付申請書」を建築指導課窓口へ提出します。



- ③ 市が申請書類を審査後、「補助金交付決定通知書」を交付します。



- ④ 申請者と請負業者が含有調査または除去等工事契約を締結します。
※ご契約は、必ず③の交付決定通知書の交付の後に締結してください。



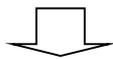
- ⑤ 請負業者が含有調査または除去等工事を行います。
※必ず契約後に事業着手してください。



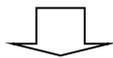
- ⑥ 含有調査または除去等工事の完了後、申請者が「実績報告書」を建築指導課窓口へ提出します。



- ⑦ 市が報告書類を審査後、「補助金確定通知書」を交付します。



- ⑧ 申請者が「補助金交付請求書」を建築指導課窓口へ提出します。



- ⑨ 補助金が申請者に支払われます。
(これでアスベスト対策補助は終了です。)